

各務原市宿泊型生活訓練事業実施要綱

(平成21年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第71号。以下「規則」という。)第2条第2項第5号に規定する宿泊型生活訓練事業(以下「事業」という)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、規則第5条に規定する障害者及び障害児で自立支援事業所等に通所する満15歳以上の者のうち、訓練により2人から8人の共同生活を送ることに支障がない程度に身辺自立が可能となると見込まれるものとする。

(事業)

第3条 事業は、宿泊(5泊を限度とする。)を伴う日常生活上必要な訓練、指導等本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、宿泊生活施設において、世話人により必要な支援を行うものとする。

2 市長は、事業を適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人その他の団体(以下「事業者」という)に行わせるものとする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者又はその保護者(以下「申請者」という)は、各務原市地域生活支援事業利用(変更)申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(利用の決定及び却下)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、利用の可否を決定し、申請者に各務原市地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という)又はその保護者は、事業に要する費用の一部(以下「利用者負担金」という)を事業者に直接支払わなければならない。

2 利用者負担金の額は、基準額(1日あたり3,000円)の100分の10に相当する額とする。

(事業者への支払い)

第7条 市長は、利用者が事業者から第5条の利用の決定に基づく事業に係るサービスを受けたときは、事業に要した費用から前条の規定による利用者負担金の額を控除した額を事業者に支払うものとする。

2 事業者は、事業を実施した翌月の10日までに、各務原市地域生活支援事業費請求書(様式第3号)により市長に費用の請求をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成26年1月24日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日決裁)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

各務原市地域生活支援事業利用（変更）申請書

（宛先）各務原市長

次のとおり申請します。

以下の申請内容について、市が利用者負担額の認定に必要な私の世帯の所得（収入）情報・市町村民税の課税情報について、調査・閲覧することに同意します。また、サービス利用に係る（利用者負担分を除く。）費用については、サービス事業所が各務原市から代理受領することに同意します。

申請年月日 年 月 日 氏名 印

利用者（申請者）氏名	生年月日	年齢	住所 〒 -
個人番号：	・ ・	歳	電話（ ） -
身体障害者手帳（ 級） 第 号	療育手帳（ ） 第 号		精神障害者保健福祉手帳（ 級） 第 号
保護者（児童の場合）	生年月日	続柄	
個人番号：	・ ・		
申請サービス名称	利用時間 回数／月	申請理由	
特記事項			
障害福祉サービス利用状況		介護保険認定・利用状況	
期間	期間		

●利用者（申請者）の世帯は、下記のとおりです。

続柄	氏名	生年月日	備考
本人		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	

●利用者（申請者）の世帯は、下記の世帯（A・B・C・Dのいずれかに○をつけてください。）に属します。

- A 生活保護受給世帯
- B 市町村民税 非課税世帯
- C 市町村民税 課税世帯で所得割額の合計額が16万円未満
- D 市町村民税 課税世帯で所得割額の合計額が16万円以上

代理申請者

ふりがな		関係	
氏名			
住所	〒 — 電話番号（ ） —		

年 月 日

様

各務原市長

各務原市地域生活支援事業利用決定（却下）通知書

下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

氏名

支給決定日

利用者負担上限額

サービスの種類

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

各務原市地域生活支援事業費請求書

(請求先) 各務原市長

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳	平成	年	月分			
	事業名			明細書件数	金額	
	合 計					

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号											
請求事業者	住 所 (所在地)										
	電話番号										
	名 称										
	職・氏名										